

令和6年度 第2回静岡県森の力再生事業評価委員会 会議録

日 時	日時：令和6年11月1日（金）午後2時から午後4時30分まで
場 所	静岡県総合社会福祉会館 101 会議室
出席者	<p>○ 委員（敬称略・50音順） 小南陽亮（委員長）、恒友仁（委員長代理）、浅見佳世、井上隆夫、木村美穂、倉田明紀、豊田和子、檜本正明、原田健一（9人）</p> <p>○ 事務局（県側出席者） 田保豪農林水産担当部長、小池森林・林業局長、大川井森林計画課長 他</p>
議 事	<p>1 開 会 2 挨 拶 3 議 事 （1）定例議題 ア 令和5年度事業分の評価対象箇所の検証 イ 令和6年度現地調査の実施（案） （2）追加議題 静岡県森の力再生事業評価と提言報告書 ～第2期計画の中間とりまとめ～（案） 4 その他 5 閉 会</p>
配付資料	<p>○ 次第、出席者名簿、座席表</p> <p>○ 配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1：令和5年度事業個別事業評価調書 ・資料2：令和6年度評価委員会現地調査（案） ・資料3：静岡県森の力再生事業評価と提言報告書 第2期計画中間とりまとめ（案） ・資料4：森林調査の結果
備 考	<p>掲載可能容量を超えるため、次の資料データは掲載していません。 閲覧を希望する場合は、お問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1：令和5年度事業個別事業評価調書 ・資料2：令和6年度評価委員会現地調査（案） ・資料3：静岡県森の力再生事業評価と提言報告書 第2期計画中間とりまとめ（案） ・資料4：森林調査の結果

令和6年度 第2回静岡県森の力再生事業評価委員会 会議録

日時：令和6年11月1日（金）14時～16時30分

場所：静岡県総合社会福祉会館 101 会議室

（産業政策課櫻井課長）

それでは定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度第2回静岡県森の力再生事業評価委員会を開催いたします。

私は司会を務めます、産業政策課の櫻井と申します。

よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて失礼いたします。

本日の委員会はペーパーレスでの開催となります。

資料はお手元のタブレットで御覧いただきます。

議事進行中の操作等につきまして、御不明な点や不具合がございましたら、挙手等で事務局にお知らせください。

また、賀茂農林事務所がオンラインで参加しておりますので、御承知おきください。

それでは、委員会の開催にあたりまして、静岡県経済産業部田保農林水産担当部長から御挨拶申し上げます。

（田保農林水産担当部長）

皆様、こんにちは。

ただいま御紹介いただきました静岡県経済産業部農林水産担当部長の田保と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、森の力再生事業評価委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また日頃より、本県の森林・林業行政に御理解を賜り、また御協力いただいていることに改めて感謝を申し上げます。

さて、本年8月に発生しました台風10号でございますけれども、本県におきましても、大きな被害がございました。

中でも、熱海市の火葬場に多量の土砂が流入する等の被害がありまして、県民生活に支障を与えるような被害が起きているところでございます。

また全国的に見ますと、御承知かと思えますけれども、能登半島地域におきまして、記録的な豪雨により尊い人命が失われるなどの被害が生じているところでございます。

このような気象条件が続いておりまして、災害の頻発化、激甚化しているという中におきましては、やはり森林の有する機能を回復または強化、維持していくということが非常に重要だということで、改めて認識したところでございます。

このためにも、本日の議題でもあります森の力再生事業を着実に進めていくためには、県民の皆様に対しまして、事業の透明性の確保、事業の効果をしっかり説明し、事業を継続していくことが重要であると考えております。

そのためには、本日の評価委員会は、非常に重要な役割を果たしていると考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、今年度、第2回目の評価委員会になります。

定例議題として、「令和5年度事業分の評価対象箇所の検証」と「令和6年度現地調査の実施（案）」、追加議題として、「静岡県森の力再生事業評価と提言報告書」の御審議を予定しております。委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますよう、お願い申しあげまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

（産業政策課櫻井課長）

それでは、議事に入る前に、本日の委員会の成立要件について御報告します。

本日は、本日は委員10人中9人が出席されています。「静岡県森の力再生事業評価委員会設置要綱」第5条第2項の規定に照らし、出席者は委員の過半数を超えていることから、本委員会は成立していることを報告します。

なお、県側の出席者につきましては、委員名簿の下段に記載のとおりです。

また、本委員会の議事内容は、県で定める「情報提供の推進に関する要綱」に基づき、公開対象となっています。

議事内容につきましては、録音し、議事録を作成します。

議事録は、後日、皆様に御確認いただいた上で、県のホームページなどで公開します。

あらかじめ御了承願います。

続きまして、本日の議事について、御説明します。

お手元の「次第」を御覧下さい。

議事の1つ目は、定例議題のア「令和5年度事業分の評価対象箇所の検証」です。第1回評価委員会で選定いただいた箇所について、事務局から説明しますので、御審議をお願いします。次に、イ「令和6年度現地調査の実施（案）」、続いて、追加議題の「静岡県森の力再生事業評価と提言報告書 第2期計画の中間とりまとめの素案」について御報告します。

それでは、今後の進行については、小南委員長にお願いします。

（小南委員長）

それでは皆さん改めましてこんにちは。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日 11 月 1 日は、南米のコロンビアで開催されている生物多様性の保護に関する締約国会議 C O P 16 の最終日です。

様々なレポートが出されていますけれども、グローバルフリーアセスメントといいまして、世界中の樹木の評価に関する報告がこの締約国会議で初めて報告されました。

世界中の樹木のおよそ 3 分の 1 以上が、数としては 1 万 6000 種ぐらいたそうですが、極めて絶命の可能性が高い。そういう記事になります。

樹木は、植物としての生産者という位置づけだけでなく、様々な生物の生息場所であり、1 本の立木だけでも多くの生物を養っていると。ましてや、種類数となるとですね、世界中で 1 万 6000 種が絶命の可能性が高いということで、これは多くの動植物だけではなく、菌類、そういったものも含めて生態系に大きな影響を与えるということで、非常に大きな危機感を持って捉えられています。

これに先立ちまして、10 月 10 日頃だったと思いますけれども、WWF（世界自然保護基金）がレポートを出しておりまして、生物多様性の健全性を表す指標の最新の評価値が示されております。

これ見ますと過去 50 年間、1970 年から 2020 年までだったと思いますが、生物多様性の豊かさを表す指標が、73%低下してると、73%失われていると言い換えてもいいかもしれませんが、そのような評価となっております。

今後 5 年間に、人類がどのような行動をとるかということが、地球上の全生物にとって非常に大きな意味を持つと警鐘を鳴らしております。

本事業は、静岡県の森の力を再生していくということで、皆さん御存知の通りですが、地球全体から見ますと、1 地域のことであります。

当然のことながら、地球全体の問題を 1 回で解決するような特効薬がないわけで、1 地域での取り組みを粘り強く積み重ねていくことで、地球全体の問題を解決していくということになります。

本事業においても、森の力として、防災や水源涵養といった機能が主に取り上げられてますが、これら森の力の機能を提供する生態系サービスと呼ばれるものの基盤が生物多様性ということになります。

生物多様性が健全な状態に保たれているので、森の力も大いに良好な状態で発揮できるということになります。

今までも考慮はされているのですが、ぜひ本事業におきまして、先ほどお話しした国際的に指摘されていることも皆さんに共有しまして、生物多様性の保全という観点からもこの

事業を見ていくということが、これまで以上に必要になってくるのかと思っていますので、委員の先生方も、ぜひそのような観点から積極的に御意見、御助言いただきたいと思っています。

それではどうぞよろしくお願いいたします。
では、着席で進行させていただきます。

それでは議事に入ります。
定例議題の「令和5年度事業分の評価対象箇所を検証」について、事務局より説明をお願いいたします。

(森林計画課奥山森の力再生班長)
はい。森林計画課森の力再生班長の奥山です。
よろしくお願いいたします。

前回の第1回評価委員会では、令和5年度に実施した事業、128箇所から、評価対象とする事業を30箇所選定いただきました。
その30箇所の個別事業評価調書につきまして、資料として配布させていただきました。
はじめに調書の概要を簡単に御説明します。

例として、3ページ目のNo.1の調書を御覧ください。
個別事業評価調書です。
右上の四角で囲ったナンバーが、調書ナンバーとなります。
事業の基本事項や評価等が記載されております。
2ページ目の実績総括表では、整備者、権利者情報、事業内容等が記載されております
3ページ目の経費詳細です。作業種毎の事業費が記載されております。
4ページ目は、事業地の位置図、次に事業実績図です
個別事業評価調書の最終ページに写真を掲載しております。

なお、昨年度の評価委員会で御指摘のありました、写真撮影の位置につきましては、写真番号と同じ番号を実績図に記載いたしました。
以上が調書内容の概要となります。

投影するスライドでは、調書のポイントを抜粋し、御説明します。
お手元のデータもございますので、見やすい方を御確認ください。

それでは、説明に移ります。

本日は時間の都合上、30箇所から代表的な11カ所を選定し、御説明させていただきます。
発表箇所は、2ページ目の一覧表の調書ナンバーに○で囲っております。
地域間で偏りが無いよう、面積や単価等から優先順位が比較的高い事業をピックアップしました。

それでは、人工林再生事業（一般型）からは23箇所中8箇所について御説明いたします。

1件目は、No. 1。個別事業評価調書は3ページから11ページです。

所在地は、賀茂農林事務所管内の西伊豆町宇久須で、整備者は株式会社いなずさ林業です。
抽出区分は面積・列状になります。

本整備地は、尾根を隔てて、北向きの整備地5.45haと東向きの整備地8.24haの合計13.52ha
となっています。標高は約350m。樹種は、スギ・ヒノキ林で、伐採率は35%です。
北向きの整備地では、等高線に沿って、簡易作業歩道を開設し、列状間伐を実施しました。
列幅は5から6m。作業道は1844m開設しました。

東向きの斜面では、群状伐採を実施しました。群の大きさは5から7m四方。

簡易作業歩道は、尾根をジグザクに降りていく経路で2,850m開設しました
スライドに示した整備地の色の違いは、単価の違いです。

作業別事業量や実行経費につきましては、資料の5ページのとおりです。

地形が急峻なことと、最寄りの車道までの距離が長いので、木材搬出はしておりません。
こちらが作業道の開設の状況です。

左上の写真が整備前の状況です。立木密度は、ヘクタール当たり約1,500本、林内は薄暗く、
下草が消失した森林でした。

下段の写真が整備直後で、林内の光環境が改善されたことがわかります。

次に2件目です。

No. 4。個別事業評価調書は26ページから31ページです。

所在地は、東部農林事務所管内の伊豆の国市浮橋で、整備者は川村林業株式会社です。
抽出区分は面積になります。

こちらが整備実績図面です。

実施面積は、15.8ha、標高約500mの西向き斜面です。

伐採率は35%、群状伐採を実施しました。群の大きさは5m四方を標準としております。

簡易作業道を2,000m開設し、簡易木製構造物を200m設置しました。

簡易木製構造物は現地発生材を約9立方メートル使用しております。

作業別事業量や実行経費につきましては、資料の28ページのとおりです。

また、作業道を活用して、木材を600立方メートル搬出しております。

左上の写真が整備前の状況で、立木密度は、ヘクタール当たり約 1,600 本の林地で、下草が消失しておりました。

下段の写真が整備直後で、林内の光環境が改善されました。

また、事業に際し、シカの痕跡が確認されていますが、食害は軽度でありました。

次に 3 件目です。

No. 7. 個別事業評価調書は 44 ページから 52 ページです。

所在地は、富士農林事務所管内の富士宮市猪之頭で、整備者は富士森林組合です。

抽出区分は面積になります。

標高約 1000m の、南及び東向き斜面の森林です。

こちらが整備実績図面です。

本整備地は、4 つの整備地を 1 申請として実施しております。

猪之頭地区は扇状地形を成しており、4 つの整備地は、扇形に連なるように位置していたので、1 申請で受付ました。

整備面積は、46, 47 林班が 10.02ha、50 林班が 0.47ha、51 林班が 8.22ha、52 林班が 17.52ha、合計 36.23ha です。

標高は約 850m、樹種はスギ・ヒノキ、伐採率は 35% です。

群の大きさは 5m から 6m × 20m と比較的大きく上空が開くように伐採しました。

現地は、40 度以上の急傾斜で、且つ高低差が 300m 以上と人員の移動と資材運搬が大きな負担となることから、また緊急的に対応する必要があることから、モノラックを 3 ルート、合計約 1500m 設置しました。併せて、黄色線で示す簡易木製構造物を合計 2012m 作設しました。

事業量や実行経費につきましては、資料の 46 ページのとおりです。

木材搬出はございません。

モノラックは、47 林班、51 林班及び 52 林班に対して、それぞれ 1 本設置しました。

左上が整備前、ヘクタールあたり約 1700 本と過密な林分で、整備後、光が差し込むようになりました。

右写真が、群状の伐採の状況です。

伐採したスギ・ヒノキの枝で地表が覆われている部分が多いですが、光環境が大きく改善されたので、今後、下層植生の回復が期待できます。

また、このような大きな空間が確保できていれば、上空が閉塞するまでに時間がかかるため事業効果が長く確保できると思われれます。

次は、4 件目です。

No. 9. 個別事業調書は 59 ページから 64 ページです。

所在地は、中部農林事務所管内の静岡市葵区足久保奥組で、整備者は静岡市森林組合です。

抽出区分は面積になります。

こちらが整備実績図面です。

標高は約 350m で主に南西向き斜面です。整備面積は、21.66ha。群状伐採を実施しました。

樹種は、スギ・ヒノキ林で、伐採率は 40% です。

併せて、薄茶色の直線で示す簡易木製構造物を 300m 設置し、黒線で示す作業歩道を 2730m 開設しました。

簡易木製構造物には、現地発生材を 13.2 立方メートル使用しております。

木材搬出はございません。

実行経費等については、資料の 61 ページのとおりです。

左上の写真は整備前後の状況です。ヘクタールあたり約 1800 本と過密な林分で、光がほとんど入っていない状況です。施工地全体で群状伐採を実施し、光が差し込むようになりました。

主に南向きの斜面ですので、日当たりは比較的良好で、光環境が非常に改善されたと考えます。

次に 5 件目です。

No. 13。個別事業評価調書は 84 ページから 89 ページです。

所在地は、志太榛原農林事務所管内の川根本町東藤川で、整備者は森林組合おおいがわです。

抽出区分は面積になります。

こちらが整備実績図面です。

標高は約 800m で樹種はスギ・ヒノキ林。南東に流れる沢を挟んで、南西向き斜面と北向き斜面の整備地からなります。面積は 24.9ha、伐採率は 35%、主に群状伐採を実施しております。

図面の下方の茶色線で示す簡易木製構造物を 200m 設置しました。現地発生材は 9 立方メートル活用しております。木材搬出はございません。

赤線で示す作業歩道を 3060m、主に尾根筋につづら折り状に開設しました。

実行経費等については、資料の 86 ページのとおりです。

左側の写真は整備前後の状況です。急峻なために手入れが行われず、ヘクタールあたり約 1,600 本と過密な林分です。本整備対象地は、表土が露出しており、土砂流出の恐れもありました。

全体で群状伐採を実施しまして、十分に日が当たるようになりました。特に南向きの斜面では、光環境が十分に改善され、また、北向き斜面では、施工面積が小さかったこと等から、ほぼ中央に作業歩道が開設されており、光が十分に差し込むようになりました。

次に 6 件目です。

No. 17、個別事業評価調書は 108～113 ページ

所在地は、志太榛原農林事務所管内の島田市野田で、整備者は、特定非営利活動団体里山ど
んぐりの会です。抽出区分は単価になります。

標高約 100mの北東向き斜面です。

こちらが整備実績図面です。

整備面積は 1.04ha、樹種はスギ・ヒノキ林、伐採率は 35%。主に群状伐採を実施しており
ます。

併せて、茶色線で示す簡易木製構造物を 180m設置し、赤線で示す作業歩道を 435m開設し
ました。簡易木製構造物には現地発生材を 8 立方メートル活用しております。木材搬出はあ
りません

実行経費等については、110 ページのとおりです。

ヘクタール当たり単価が 130 万円強となっております。環境伐事業の中で最も高額となっ
た要因については、施工地の付近に人家や主要道路があったことから、木製構造物を非常に
高密度で設置したため単価が高くなっております。保全対象が近い場合は、このような対応
も必要かと考えております。

左側の写真は整備前後の状況です。ヘクタールあたり約 2,000 本とかなり過密で真っ暗な
林分でしたが、群状伐採を実施したことで、光環境が十分に改善されております。

次に 7 件目です。

No. 18、個別事業評価調書は 114 ページから 120 ページです。

所在地は、中遠農林事務所管内の森町薄場で、整備者は森町森林組合です。

抽出区分は面積です。

標高約 400mの南向き斜面です。

こちらが整備実績図面です。

7つの整備地が、大きな尾根に一体的に配置されていたため、同一申請となっております。
整備面積は合計 48.46ha、樹種はスギ・ヒノキ林、伐採率は 40%です。群状伐採を実施して
おります。

併せて、茶色線で示す簡易木製構造物を合計で 1,000m設置しております。

実行経費等については、116 ページのとおりです。

ヘクタール当たり約 2,200 本とかなり過密な林分で、ほぼ光が差し込まない状況となっ
ておりましたが、群状伐採を実施したことで、光環境が十分に改善されました。

8 月下旬に現地調査を実施したところ、部分的にアラカシやシダ類の発生が確認されまし
た。

また、6 月、7 月頃に本地域で豪雨がありましたが、簡易木製構造物がしっかりと機能し、
土砂の流出等は見られませんでした。

次に 8 件目です。

No. 22、個別事業評価調書は 145 ページから 150 ページです。

所在地は、西部農林事務所天竜農林局管内の浜松市天竜区佐久間町浦川で、整備者は天竜森林組合です。抽出区分は面積です。

かなり山深いところに位置しており、標高約 800mの西向き斜面です。

こちらが整備実績図面です。

整備面積は 8.52ha、伐採率は 35%です。樹種は、スギ・ヒノキ林、主に列状伐採を実施しております。列状伐採は、等高線に平行に 5m幅で入っております。

歩道や木製構造物は作設しておりません。

実行経費等については、147 ページのとおりです。

ヘクタール当たり約 2,700 本と、ほぼ植林された当時のままの非常に過密な林分でした。幅 5mの列状伐採を中心とする環境伐を実施したところ、光環境は十分に改善されました。9月中旬に現地調査を実施し、顕著な植生回復は見られなかったものの、一部ではコアジサイやシキミなどが発生したことを確認しております。

以上、人工林再生事業（一般型）の説明になります。

（小南委員長）

それでは、ただいまの説明について御意見、御質問等ありましたらよろしく申し上げます。少し時間とりますので、もう一度資料を振り返っていただきながら、何かありましたらよろしく申し上げます。

どうぞ。

（倉田委員）

倉田です。

改めての確認で申し訳ないのですが、経費項目の中の機械器具損料ですが、環境伐や簡易作業道等全ての項目、作業種において、機械器具損料が入っています。

どの整備者さんも 0 かないしは数万円のところが多いのですが、先ほど説明にあった川村林業さんが実施された No. 4 の経費項目のところを見ますと、3 番目の簡易作業道で、機械器具損料が 100 万円になっています。

そもそも、機械器具損料の内容、勘定科目が何かわからないので改めて教えていただきたいです。

（小南委員長）

はい。該当のページはどこでしょうか。

(倉田委員)

資料の 28 ページの上から 3 番目の機械器具損料という項目がありまして、この整備事業だけ際立って高くなっており、先ほど説明の中で整備した面積が 46ha の箇所ですと 80 万円というのわかるのですが、15ha で 100 万円かかっていることに、何に対しての支払いなのかと非常に気になりまして、際立って 100 万円台は高いので、他の会社さんは数万円とか 0 円を出してるのに、なぜここだけ 100 万円単位で出てるのか。そもそもこの勘定科目、支払い対象が何か知らなかったもので、そこを教えてください。

(小南委員長)

はい、わかりました。
それでは、県の方から回答をお願いいたします。

(森林計画課橘川技監)

森林計画課の橘川と申します。
機械器具損料は、機械をレンタル、借上げをする場合に主にかかる費用になります。例えば、機械を持っていない会社が機械をレンタルしますと、一定の規模の金額になるということになります。個別の状況につきましては、東部農林事務所の方で手元に資料はあるでしょうか。

(東部農林事務所農山村整備部牧野技監)

調べて、後ほど回答させていただきます。

(森林計画課橘川技監)

ここは、作業道を開設しておりますので、開設に必要な機械を持っていない会社が、レンタルされているかと思えます。

(小南委員長)

具体的なところは、後ほどよろしいでしょうか。

(倉田委員)

はい。お願いします。

(小南委員長)

他にもいくつか気になるようなケースもあるということですか。

(倉田委員)

面積とその物量に対しての経費(機械器具損料)のボリュームが、この事業だけ際立って大きかったので、何に対しての費用なのかなど。

レンタル料はわかるのですが、重機をレンタルしても然程かからないといたらおかしいのですが、100万円は結構なレンタル料になるので、それ以外の経費が何かかかっているのかなと思ったものですから。

(小南委員長)

特にこのケースが気になったということによろしいですか。

(倉田委員)

はい、この会社のこの事業だけが際立って高いので。

過去に、労務費とか勘定項目の記載内容が入れ替わっていたことがあったので、念のための確認になります。

(小南委員長)

わかりました。

また具体のところは、また後日お調べいただくということによろしいですか。

(森林計画課橘川技監)

この時間内で分かればお答えします。

(小南委員長)

わかりました。

よろしく願いいたします。

それでは他に御意見等ありましたらよろしく申し上げます。

シンプルなことでも結構ですが。

どうぞ申し上げます。

(浅見委員)

凡例について教えていただきたいことが1つありまして、例えばNo.1の西伊豆の場合ですと、地図に列状と群状とあり、列状を聞き逃しましたが、群状は5m×5m四方で切っていたということ。

凡例には、群状何本、単木何本と、ヘクターールいくらかと書いてあるだけなのですが、この地図を見る限りでは、どのぐらいの大きさの群状伐採をしたのかがわかりません。

一方で、例えばですが、No.7の44ページは、比較的大きく伐採してたとおっしゃっていたのですが、48ページを見ますと、凡例のところに群状が5m×20mという形でわかるようになっていきます。

どの程度の大きさの面積を伐採したかどうかを書くか書かないかは、特に指導はなくて、事業者さんにお任せしているということでしょうか。

(小南委員長)

それでは、事務局からお願いします。

(森林計画課橘川技監)

統一が図られておらず申し訳ございません。

図面への記載事項は、事業者をお願いしているところです。

(浅見委員)

前の2ページほどを見ても、このようなものを書く欄がないので、書くか書かないか、ここに記録に残るか、残らないかは事業者さん次第という形でしょうか。

(森林計画課橘川技監)

申し訳ございません。

今の書類整理ではこのような形で対応しております。

(浅見委員)

わかりました。

(森林計画課橘川技監)

ただし、現場では、全て確認しております。

(小南委員長)

本数もそうですけれども、列状しろ、群状にしろ、どれぐらいのスケールで伐ったかは、やはり大きな要素になりますので、できるだけ情報として載せていただくようお願いしたいと思います。

それでは、他にいかがでしょうか。

(倉田委員)

以前も確か指摘したと思うのですが、例えば、No.19、121ページの掛川森林組合が整備し

た事業になります。

122 ページ見ますと、権利者が「松永さんほか 54 名」と書いてあります。

先ほどの森町の整備地について、整備地が離れてるのに、ざっくりまとめてみたいな感じで報告されております。

以前、あまりにも雑な報告ではないかということで、さらに言うなれば、各所 54 名のそれぞれの整備箇所の写真と報告書がついてるのかということとそうではありません。

抜粋して数枚ついてるだけで、それでかなりの金額 3,600 万の補助金を本当に束でまとめて申告してて。

この人件費と言ったらおかしいのですが、それ考えますと、当然まとめて 1 つの書類にした方が簡単と言えば簡単なんですけど、これはちょっとあまりにも雑すぎではないかということで以前も指摘したと思うのですが、それについては改善されてない印象があります。

ですから、先ほどのもう 1 つの No. 18、114 ページの森町森林組合もそうですが、こちらの権利者みますと「栗田さんほか 17 名」。

報告書見ますと 118 ページ、整備地の塊としては 7 つあるのですが、写真が 7 枚しかありません。少なくとも、それぞれの整備地の報告書があつて然るべきではないかと思いますが、非常に、何か雑な報告の割には補助金額が非常に大きいので、そのあたりの基準。

以前も同様の指摘したときもそうだったのですが、どのように受け付けていらっしゃるのか教えてください。

(小南委員長)

それでは、事務局からお願いします。

(森林計画課橘川技監)

森林計画課の橘川です。

昨年度も同様に御指摘いただき、制度上のお話をさせていただいたところです。

例えば、118 ページになりますが、いくつかブロックに分かれている状況ですけれども、一体的に取りまとめる、所有者の方に了解を得た上で、年度内に同時に執行する、現場を動かすというところに非常に大きな労力がかかるため、やはり一体的に実行する方が整備者の方は効率的であることは間違いございません。

この中で、それぞれ写真が不足しているですとか、十分証明できるような資料が整っていないところにつきましては、昨年度も御意見いただいて、写真を増やしたところでしたが、まだまだ不十分ということで改善をさせていただきたいと思います。

現地につきましては、しっかりと確認しているのですが、皆さん、見ていただいたところについて、資料が少ないということで改善していきます。

(小南委員長)

という、回答ですけれども。

(倉田委員)

この資料をまとめるにあたり、例えば何百枚ある写真の中から抜粋した写真になるのでしょうか。

(森林計画課橘川技監)

そうです。

事務所で整備者とやりとりする資料は、かなりのボリュームになります。

その中で、本日皆さんに見ていただく資料では、一番標準的な場所を抜粋しております。

実際に補助金のやりとりさせていただいている書類は、写真だけでもかなりのボリュームになっております。それを細かいブロック毎に、写真の管理、実際に伐った本数の管理をしております。

その中から抜粋して、皆様にお見せしているところになります。

(倉田委員)

それはそれでわかるのですが。

そうしますと、この掛川森林組合さんが何件か、個別に地権者に相談に伺って、それを54名ひとまとめにして申請しました。

そのような感じでしょうか。54名が1度に集まって申請するとは思えないのですが。

(森林計画課橘川技監)

そうです。

具体的には、1人1人のところに森林組合の方々が伺って、了解をいただきまして、承諾書や契約書が束になって、1つの補助金事業に添付されることになります。

(倉田委員)

では、今の人数や権利者、エリアの面積であるとか、そういうものの制限はなく、受けたところが、その地域の10件なら10件でまとめても良いという申請の仕方になっているということでしょうか。

(森林計画課橘川技監)

おっしゃる通りです。

ただし、まとめた人数の整備箇所が、一定の期間に終わることが最低条件になります。

(小南委員長)

よろしいですか。

いくつかブロックに分かれているケースに関しては、1つ1つのブロックについてしっかりと整備が行われてるか、確認はしっかり取られてる。それは間違いないということによろしいですか。

(森林計画課橘川技監)

はい。

(小南委員長)

それでは、他に御意見ありましたらよろしくお願いします。

どうぞ。

(浅見委員)

感想になりますが、169ページのNO.26の174ページの写真が素晴らしいですね。

空中写真を撮られて、いかに処理されたかがよくわかりました。

こういうのは、ぜひ素晴らしいと伝いたいと思った次第です。以上です。

(小南委員長)

ありがとうございます。

確かにわかりやすいかと思えます。

ぜひこのような事例が増えていくと良いかと思えます。

それでは他に。

どうぞ。

(檜本委員)

以前、他の委員の先生からも指摘いただいたところだと思えますが、例えば、120ページの写真ですが、最後の方に8月20日の状況でアラカシ・シダの写真があり、小さい写真ですが、それなりの大きなアラカシが掲載されています。

これは、昨年度整備した事業で、この最初の書類(114ページ)を見ると、下層植生が発生しましたと書いてありますけれど、これは、誤解を招くと思えます。

少し分かる人であれば、下層植生がまったくない状況から、昨年度に伐採後、このサイズの植生は発生しないというのは分かると思えます。

しかしながら、発生したと記載があり、この写真があると、こんなに効果があるのかというように、わからない人であれば誤解すると思えます。

そのあたりは注意された方が良いのではないかと思えます。

いくつかそういう記載があると思うので、そのあたり配慮された方が良いでしょう。

(森林計画課橘川技監)

伐採する前から小さい植生があったところについて、誤解がないようにと申すことですね。

(檜本委員)

そうです。

発生というのは、新たにということですよ。

元々あった植生の成長が促進されたかどうかは調べていないのでわからないと思うのですが、本事業は、元々下層植生が消失した状況下で実施しているので、発生したと書くと、全く知らない人は、0だったものが写真のアラカシのような植生が発生したと思うのではないかと思います。

でもそうではないですよ。

それこそ全部の写真を撮るわけにはいかないのですが、それは無理な話なのですが、大きくなっているアラカシを出してしまうと、誤解をされることがあると思いますので、記載の仕方に配慮が必要かと思えます。

(森林計画課橘川技監)

ありがとうございます。

注意したいと思えます。

(小南委員長)

そのあたりは、正確を期すように。

整備前、よく見ると稚樹があるような。

(檜本委員)

書類上は、下層植生がないので事業の実施に適してますと書かれていますので、少し齟齬があるといえますか、注意された方が良いでしょう。

(小南委員長)

草本とか、樹木でも先駆性のものは1年で発生することもありますけれども、カシ類等は、そもそも伐る前からじっと待ってたような稚樹が幸い残って、この後は成長するとは思いますが、そういった意味では良いんですけれども。

新たに発生したというように見えないように。

2通りあるということで、新たに発生するものと暗い環境の中でずっと待っていたものが明

るくなって急に成長し、うまくいくと次の世代につながっていくと。
そういった2つのパターンがあるということ現場の方にもよく理解いただいて、正確に
情報を伝えていただくようお願いしたいと思います。
では他にいかがでしょうか。

(原田委員)

資料の作成、お疲れ様でした。

1点確認ですが、昨年か一昨年あたりに権利者の件で方法や意向確認でトラブルがあったの
で、新しく確認書類を付したりという話になったかと思います。

この令和5年事業は、基準が変わる前でしょうか。変わった後でしょうか

(森林計画課橘川技監)

基本的には、改正した後です。

(原田委員)

土地が、場合によっては何百筆あったり、権利者も50何人いたりすると、本当に本人なの
か、場合によっては戸籍を追ったりする等して本人確認するような話になるかと思いま
す。何百筆の戸籍とか、相続が何十人かいた場合、海外にいたり、遠方にいるということもあ
るかと思うのですが、そのあたりの意思確認はしっかりと行っているのでしょうか。

(森林計画課橘川技監)

それは基本的に、全てなされています。

できなかったところは、御覧いただいてわかりますように、図面では空白となり、整備をし
ないなど、要領に則ってしっかりと確認をしています。

(原田委員)

トラブルがないということは、そのおかげなので非常にいいことだと思いますが、あんまり
厳密にやり過ぎるとスピード感を損なう点もありますので、そのあたりはしっかりとやっ
てるってことですので、継続してやっていただければと思います。

(小南委員長)

ありがとうございます。

そのようにお願いします。

他に御意見はございますでしょうか。

お願いします。

(井上委員)

1点教えていただければと思います。

個別事業評価調書の6の「総合的評価および今後の対応」で、今回、問題なく森の力の回復が期待できる場合につきましては、今後の対応として、定期的に行う巡回により、森の力の回復状況の把握に努めるという記載があります。

定期的な巡回のルールや何か問題があった際、県への報告等の決まりはあるのでしょうか。そのあたりを教えていただければと思います。

(森林計画課橘川技監)

整備者と権利者と農林事務所が3者で取り交わす協定書において、整備後の確認をお願いしますということで定めてございます。

その中で、基本的には整備者の対応が多いかと思いますが、現地の定期的な巡視をしていただいて、もし仮に崩れ等の異常事態があれば農林事務所に報告いただいて、改善策を検討していくことにしております。

(井上委員)

それでは、必ず年に何回か巡回しなさいというような形で協定を結ばれているという理解でよろしいでしょうか。

(森林計画課橘川技監)

協定の中では年何回等の定めはないのですが、例えば、3年目の回復状況の調査ですとか、大雨が降った後等、そういったタイミングで、随時、現場を確認いただいております。

(井上委員)

わかりました。

ありがとうございます。

(小南委員長)

これも前から課題になっている内容であります。回復の状況を把握した報告は上がってくるのでしょうか。

(森林計画課橘川技監)

3年後の現地の確認調査を実施していただいて、評価委員の皆様に見ていただくことになっております。その後は、定期的に報告をいただくという対応はしておりません。

(小南委員長)

定期的には、そうだと思いますが。

例えば、少し気になることがあったので、報告してくるというような事例は。

要するに不定期に、事業者さんから、思ったよりうまくいってることや、なかなかうまくいってないがどうしたらいいか等、そのような相談が不定期に上がってくるというようなことが、過去にあったかどうかというところなのですが。

(森林計画課橘川技監)

最近の事例ではありませんが、この事業の初期の頃は、伐採率や伐採方法について、不慣れで植生の回復がうまくいかないケースがありまして、整備者の方から報告をいただきまして、追加の整備等を検討したことがあります。

(小南委員長)

わかりました。

実際に事業者さんの意識を高めていただくことが、今後必要かと思っておりますので、よろしくお願いたします。

はい、他によろしいでしょうか。

御意見、御質問ありましたら、後ほどさかのぼってもらっても結構ですので、引き続き、事務局から説明をお願いいたします。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

それでは、人工林再生整備事業（災害対応型）について、3箇所中2箇所を御説明します。

No. 24、個別事業評価調書は 157 ページから 162 ページです。

所在地は、東部農林事務所管内の伊豆市小土肥で、整備者は StarForests 株式会社です。

整備者は、令和 5 年度から新たに森の力再生事業に参入した伊豆市の事業体です。

抽出区分は面積、標高約 300m の西向き斜面です。

こちらが整備実績図面です。

中央部のこの林地が、災害対応型で整備し、その周辺の施工地が一般の環境伐が実施されています。

倒木が発生した森林は、1.86ha。環境伐は、4.66ha です。

簡易木製構造物を 400m 設置しています。

その他の実行経費等については、159 ページのとおりです。

左側の写真は倒木処理の様子です。

このように放置しておきますと、下層植生が発生しないことから、倒木を処理することで、下層植生の早期の回復を促しています。環境伐についても、光環境が十分に改善されています。

No. 26、個別事業評価調書は 169 ページから 175 ページです。

所在地は、西部農林事務所管内の浜松市浜名区引佐町奥山で、整備者は引佐町森林組合です。抽出区分は「単価」で、標高約 200mの西向き斜面です。

こちらが整備実績図面です。

平成 30 年 9 月の台風によって集団的に発生した倒木の処理を 2.25ha 実施しました。

処理した倒木の体積は 829 立方メートルで、簡易作業車道を 1142m、簡易木製構造物を 12 m設置しました。

林外搬出はせず、林地に残置しました

実行経費等については、171 ページのとおりです。

先ほど浅見委員から御意見がありましたが、ドローンで上空から撮影した写真を御覧下さい。本整備地は、直下に市道が走っており、倒木が流出する恐れがあるので、整備しているところです。

今年度の 9 月に現地を確認し、下層植生が繁茂していました。

次に、竹林・広葉樹林等再生整備事業について、4 箇所中 1 箇所を御説明します。

No. 30、個別事業評価調書は 195 ページから 201 ページです。

所在地は、中遠農林事務所管内の掛川市下土方で、整備者は N P O 法人里山再生クラブです。抽出区分は「単価」、標高約 40mの南西向き斜面です。

こちらが整備実績図面です。

竹林 0.45ha について、整備しております。

竹については、枯殺処理を行い、若竹の発生抑制を実施しております。

実行経費等については、197 ページのとおりです。

竹林として 1 つの林地でしたので、そこを大きく伐採し、草本類による植生が回復が認められております。

また、県道からよく見える現場で景観も改善され、PR 看板により周知が図られています。

以上で説明を終わります。

(小南委員長)

はい。

ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御意見、御質問等ありましたらよろしく申し上げます。

(檜本委員)

教えてください。

先ほど説明いただいた No. 26 ですが、以前の台風で、写真でわかりやすく大面積で被害があり、全部倒木の処理がされています。

ここはこの後、どうされるのかわかりますでしょうか。

また植林して人工林として再生していくのでしょうか。

写真を見ますと、ほぼ全部の倒木を片付けたような感じですね。

今は、当然いろいろな木が生えてきていると思うのですが、これはこのままにするのか。また、植林されて人工林とするのか。

(森林計画課橘川技監)

事務所から現地の状況をお願いします。

(西部農林事務所天竜農林局邊見技監)

天竜農林局の邊見と申します。

御質問のあったこの場所につきましては、人工造林として植栽するのではなく、天然生の植生の回復を促していく形になります。

(小南委員長)

よろしいでしょうか。

(檜本委員)

はい。

(小南委員長)

かなり植生の回復が著しいので、このままでいいと言えればいいというところがありますよね。

それでは、他に御意見ありましたら。

(浅見委員)

私も全く同じ質問を、別の場所で、No. 30 の竹林のところです。

整備後、生えてきているのはヨモギであったり、何も生えていないところがあったり、あるいは広葉樹が残ってるのかなと思うのですが、ここは、例えば苗木を植えるとかはしていな

いのでしょうか。ここは、掛川大東線でしょうか。割と交通量の多いところで、非常に目に付きやすい場所だと思うのですが、景観を良くしていく等、何か次のことまで含めての整備の方がいいのかなという気がしましたので、質問になります。

(中遠農林事務所農山村整備部松村技監)

中遠農林事務所です。

いつもありがとうございます。

この整備箇所については、NPO法人が整備者になっているのですが、この里山再生クラブに関しては、ほぼ竹林整備だけをやっているようなところで、生業にもしていない、要は慈善活動としてやってるような団体になります。

この団体の活動として、かなり地元にしっかり入り込んで住民と一緒に作業をやったり等、地域の意向を聞きながら、その後も対応していくという状況であります。

この整備箇所に関しても、とりあえずは苗木を植えずに様子を見て、その後、地元の意向を確認しながら、必要ならばみんなで広葉樹を植えていきたいと思います。この事業とは別の予算、緑化系の予算を持ってきたりであるとか、そういったことで、うまくいっている状況です。

当然、自然に生えてきた広葉樹を活かせるところは、もちろん活かして、そのままの整備箇所もごさいます。

以上です。

(浅見委員)

ということであれば、例えば、今後の対応のところに、すごく積極的にしてるんだということを入れられた方が良いのではないかなと思います。

(小南委員長)

ぜひ記載していただくようにということですが、よろしいでしょうか。

(森林計画課橘川技監)

今後のことがわかりやすく、記載していきたいと思います。

(小南委員長)

ではよろしく申し上げます。

他にありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

少し時間を押しておりますので、よろしいでしょうか。

以上で、個別事業評価調書の説明が終わりましたが、最後に事業全般に関して、また個別の箇所についてでも、振り返っていただいて結構ですけれども、何か御意見、御質問等よろしいでしょうか。

お願いします。

(東部農林事務所農山村整備部牧野技監)

東部農林事務所の牧野と申します。

倉田委員から機械損料のことで御質問あった件になりますが、確認ができましたのでお答えいたします。

現場で使用された機械は、ザウルスという林業機械でありまして、バックホウのような重機で木が伐れる高性能林業機械になります。

1日3万1000円で、これを33日間使用した計算で実績が上がってきていると今確認しました。道を作るために使った機械です。

(小南委員長)

具体的なところはそういうことだそうですが、よろしいですか。

(倉田委員)

はい、わかりました。

(小南委員長)

はい、ありがとうございました。

それでは、他に最初まで振り返っていただいて結構ですが、御意見、御質問等、最後にありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(一同)

同意

(小南委員長)

それでは、今回もいろいろな御意見いただきましたので、委員の皆さんの御意見を踏まえて、事業の着実な実施をよろしく願いいたします。

では、次に進めさせていただきます。

次は、定例議題のイ「令和6年度現地調査の実施(案)」についての説明を事務局より、よろしく願いいたします。

(産業政策課栗原主任)

令和 6 年度の現地調査案について、御説明いたします。

改めまして、資料 2 を御参照ください。

本年度の現地調査は、11 月 19 日 (火) に予定いたします。

調査箇所の選定につきましては、農林事務所に偏りがないように配慮し、選定しておりましたが、賀茂農林事務所が所管する整備箇所については、これまでに遠方等の理由から現地調査を実施していない状況でした。

このことを踏まえまして、今年度は賀茂農林事務所の整備箇所対象に調査いただきたく、提案させていただきます。

今回の調査は、例年通り前年度の令和 5 年度の整備箇所に加えて、平成 30 年度の整備箇所の計 2 箇所を選定させていただいております。

事業概要といたしましては、令和 5 年度の整備箇所は、いなずさ林業が西伊豆町宇久須で「人工林再整備事業」により約 4.3ha の森林を対象に整備した事業です。本施工地の隣接地では、森林環境譲与税を財源に西伊豆町が同年度に森林整備を行っており、「森林 (もり) づくり県民税」と「森林環境譲与税」の役割分担や連携の様子がわかる事例となりますので、整備内容と併せて御確認いただきたいと思いますと考えております。

続きまして、平成 30 年度の整備箇所は、チーム北見フォレストワーカーズが西伊豆町大沢里で「人工林再整備事業」により約 10.6ha の森林を対象に整備した事業になります。事業実施から 5 年以上経過した標準的な整備地であり、下層植生は事業によって十分に回復していますが、光環境は残存木の成長に伴って低下している状況となっております。このような整備地の現状を御確認いただきまして、森の力の持続的な発揮に向けて、御意見等いただきたいと思いますと考えております。

最後に当日の行程です。

資料 2 の (3) を御覧下さい。

11 月 19 日 (火) の当日の集合時間、場所は、9 時に三島駅北口広場としております。集合後、バス移動し、午前中に令和 5 年度の整備箇所を御確認いただきます。

昼食後、平成 30 年度の整備箇所を御確認いただき、午後 4 時 40 分頃に三島駅で解散としております。

後日、改めて御出席の確認をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

(小南委員長)

ありがとうございました。

では、説明のとおりでございますが、何か御質問等がありますか。

はい、ありがとうございます。

それでは、次の議題です。

次は、「森の力再生事業の評価と提言報告書 第2期計画の中間とりまとめ(案)」についての審議です。

第1回の評価委員会では、評価委員の皆さまに、報告書の構成や内容について御確認、御承諾いただきました。

今回は、これまでの審議内容や委員の皆さまの御意見を踏まえて、事務局で作成した報告書の文案について、御審議いただきます。

事務局から、素案の説明をいただき、始めに全体の構成や県の取り組み等、御審議いただいた後、最後に232、233ページの評価と提言部分について、皆様に御意見をいただく形で進行を進めます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(産業政策課栗原主任)

改めまして、産業政策課から説明いたします。

第2期中間とりまとめ案は、資料3の205ページからです。

過日、開催いたしました第1回評価委員会において、平成26年度に当委員会にて取り纏めいただきました「第1期計画の中間とりまとめ」をベースに、骨子案及び記載事項を提示させていただき、御意見、御承諾いただいたところでございます。

御意見の中で、現状・課題の明記をはじめ、県民の皆様にも「見やすく・わかりやすい報告書として取り纏める」などの御意見いただきましたので、それらを極力踏まえた上で、事務局案を作成しております。

それでは、内容について御説明いたします。

206ページを御覧ください。目次です。

全体構成につきましては、3項目で章立てしております。

1章目は、第2期計画の取組と成果。

2章目は、事業評価と提言。

3章目は、その他です。

参考といたしまして、「委員会の開催実績」、資料編「各種条例」や「要綱要領」、「用語説明」

を資料1から資料6を添付した編成とし、全体ページ数は55ページになります。

見やすい、わかりやすい報告書とするため、内容を見直し、第1期計画の中間とりまとめと比較して、25ページほど圧縮しております。

骨子、内容につきましては、概ね第1期計画を引き継いでおりますので御承知おきください。

次に第1章の「第2期計画の取組と成果」についてです。

内容は5項目で構成しております。

今回の取り纏めでは、第1章に事業の概要、事業成果、普及効果、広報と県民の皆様からの意見聴取、課題などを記載しております。

第1期計画のとりまとめでは、第1章目は、森林（もり）づくり県民税と税収の内容を記載しておりましたが、第2期計画のとりまとめでは、事業の成果について、より理解を深めていただきたいといった趣旨から冒頭にこちらの項目を編成いたしました。

第2章「事業評価と提言」についてです。

これまで、当委員会にて毎年度取り纏めいただいた提言を踏まえまして、8年間分の評価と提言案を記載しております。今回の中間とりまとめにおいて、評価委員会として、特に重要な部分になりますので、委員の皆様にご意見を多く頂戴したいと考えております。

第3章の「その他」といたしまして、記載のとおり3項目で構成しており、今回新たに森林に関する社会情勢の項目を追加しております。

それでは、207ページを御覧ください。

今回、第1章の前段に、「はじめに」の項目を新たに追加しています。

「森林の役割」と「森の力」の概要、「事業」と「評価委員会」の関係性について記載し、今回の中間とりまとめに係る概要を把握できるような内容を提案させていただきます。

続いて、209ページを御覧ください。

1章の第2期計画の取組と成果のうち、1項目「森の力再生事業の概要」です。

事業の概要について記載しております。

イの「森の力」を回復させる手法と目指す姿につきましては、210、211ページにて事業別で写真等を記載し、内容を補足した構成になっております。

続いて、212ページを御覧ください。

第1章の2項目「第2期計画の事業成果」です。

アの第2期計画実績の項目では、平成28年度からの事業量、事業費、進捗率を記載しております。

続いて、214ページを御覧ください。

下層植生の回復状況について記載しております。令和5年度までの調査の結果、整備後、3年後時点で97%の整備箇所での回復した結果について記載しております。また、次の215ページに、理解を深めることができるよう、整備直後と整備3年後の写真をつけております。

続いて、216ページを御覧ください。

ウの他の関連施策・市町との連携の項目です。第2期計画期間での新たな取組について記載しております。

次の217ページでは、森林環境譲与税との関係性について記載しております。

218ページを御覧ください。

第1章の3項目「波及効果」です。

アの「他分野からの森林整備への参入と雇用の創出」では、第2期計画期間中に6事業者が参入したこと、活躍概要を記載しております。

その他219ページまで、木材の有効活用事例、林内の路網の整備、二酸化炭素の吸収について記載しております。

続いて、220ページを御覧ください。

第1章の4項目「普及啓発と県民の皆様からの意見」では、森林（もり）づくり県民税の仕組みやその用途等について理解が得られるよう、様々な広報媒体等を活用した取組について記載しております。

具体的な内容については、次の221ページから224ページに記載しております。

第2期計画期間中の新たな取組として、例えば223ページの上段を御覧ください。

「子ども向けの情報発信」の取組ですが、県の関連部局と連携した情報発信の取組として掲載しております。

また、次の224ページになりますが、豊かな海を守るために森林整備の重要性をPRする森の力体験ツアーの取組等を記載しております。

続いて、225ページを御覧ください。

イの「県民の皆様からの意見」です。

(ア)は、令和2年度森の力再生事業を対象に、整備地の森林所有者様の御意見を記載しております。いずれも、事業への取組により良い影響を受けた感想となっております。

(イ)は、令和2年度に県内各地で開催したタウンミーティングにおいて、県民の皆様に森の力再生事業や森林（もり）づくり県民税について御説明させていただき、その際に伺った御意見を記載しております。

令和2年度時点ですが、事業の効果を実感する声があった一方で、獣被害に対する課題感をはじめ、森林（もり）づくりの継続に関する御意見等がありましたので、記載しております。

続いて226ページを御覧ください。

(ウ)世論調査とインターネットモニターアンケートです。

世論調査では、ローマ数字2の項目を御覧ください。令和4年度に調査した結果を記載しております。「森の力再生事業」と「森林（もり）づくり県民税」の周知度と、情報の取得手段の割合を記載しております。

また、最下部には、今年度実施しております世論調査の結果を反映させる予定であります。

続いて、227ページを御覧ください。

県政インターネットモニターについてです。

こちらは、令和5年度に県民の皆様にアンケートを実施した結果を記載しております。

1つ目の横棒のグラフですが、森林の有する公益的機能である「水源涵養」や「山地災害防止」について、7割以上の方が期待する結果となりました。

さらに、下の項目では、荒廃森林への問題意識、森の力再生事業及び森林（もり）づくり県民税への理解が高い結果となったことを記載しております。

続いて、230ページを御覧ください。

第1章の5項目「今後の課題」についてです。

前回の第1回評価委員会の際に、これまでの取組により判明した課題について、記載するよう御意見がありましたので、こちらを項目立てし、記載しております。

アの整備箇所の維持管理と広葉樹の定着についてです。

モニタリング調査等の結果を踏まえ、光環境を維持するために、整備後の管理が課題になっており、今後、検討していく必要がある旨を記載しております。

続いて、イの獣害対策です。

森の力の回復に大きな影響を及ぼしている獣被害の現状を踏まえ、今後、森の力再生事業の趣旨に沿った対策を検討する必要性について記載しております。

232 ページを御覧ください。

第2章の事業評価と提言です。

本章では、第1期計画中間とりまとめに記載の項目を踏襲しており、「事業に対する評価」と「今後の森林（もり）づくりへの提言」2項目で構成しております。

1項目の「事業に対する評価」です。

アの事業執行に関する評価について、事業の使途に関わる評価となります。

250 ページの静岡県森の力再生基金条例の第2条（使途）に記載される文面を転記して作成しております。

具体的には、「荒廃した人工林または里山の森林であって」から「緊急に行う必要がある事業」までを基金条例の第2条から転載し、評価委員会の評価案として「適正に執行されている」と追加しております。

イの事業の効果に関する評価について、下層植生の回復状況等の調査結果を踏まえ、計画どおりの効果が期待できるとして、評価案を作成しております。

233 ページを御覧ください。

2項目の「今後の森林（もり）づくりへの提言」です。

冒頭の1段落目を御覧ください。

2行目に事業は概ね順調に進み、計画どおりの効果が期待される旨を記載しております。これは、前項目の評価案、本委員会からのこれまでの御提言において、事業が概ね順調に進捗していること、計画どおりの効果が期待されることを纏められていることによります。

2段落目では、シカの食害の影響などから、未だ荒廃した森林が確認され、山地災害のリスクを踏まえ森林整備の必要性について記載した上で、以降の今後の森林（もり）づくりへの提言案を作成しております。

アからイの項目につきましては、第1期計画の中間取り纏めを参考としておりますので、項目と内容について、改めて御審議いただきたく考えております。

続いて、森林計画課から補足です。

(森林計画課高田主任)

森林計画課の高田と申します。

今後の森林（もり）づくりへの提言に関しまして、森林計画課から補足いたします。

260 ページの資料 4 をご覧ください。

森林計画課では、今後の森林（もり）づくりの施策を検討していくうえでの基礎資料とするため、昨年度、県内全域で森林調査を実施しました。

調査対象はこれまでに施業履歴のない公益性・困難性の高い森林とし、機械的に抽出した 300 地点で植生調査をした結果、概ね 3 割の調査箇所では下層植生の消失が確認されました。

次ページに調査結果の例を示します。

このように、手入れが遅れ、下層植生が消失した荒廃森林が確認されました。

昨今の豪雨の発生を踏まえると、荒廃森林の整備は重要であると考えておりますので、今後対応について検討してまいります。

補足説明は以上です。

(産業政策課栗原主任)

説明を続けます。

235 ページを御覧ください。

1 項目は、森林（もり）づくり県民税についてです。

こちらは、わかりやすいよう、可能な限り図示化して記載しております。

続いて、239 ページを御覧ください。

2 項目は、モニタリング調査です。

これまでの調査結果の概要と結果を記載しております。

244 ページを御覧ください。

3 項目は、森林に関する社会情勢を新たに追記しました。

今後内容を精査し、第 3 回の委員会にてお示ししたく考えておりますので、第 2 回開催では、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

御審議よろしくをお願いいたします。

(小南委員長)

それでは、ただいまの説明のありました内容のうち評価と提言については、後ほど審議いたしますので、それ以外の部分で全体の構成や県の取り組み事業の効果等に対して、御意見や御質問等ありましたらよろしくをお願いいたします。

(恒友委員長代理)

御説明ありがとうございました。

今説明いただいた資料4の内容は、どういう位置づけになるのかお伺いしたいのですが、この内容はどこかに入れ込むことを前提に御説明いただいたのでしょうか。

(産業政策課栗原主任)

資料4の荒廃森林調査につきましては、中間取りまとめの内容に盛り込むというわけではなく、132ページ133ページの評価と提言の箇所について、参考にさせていただきたいという趣旨で補足をさせていただきました。

(恒友委員長代理)

そういうことを前提として考え方を言いますと、最初の取組と成果のところ、およそよろしいかと思うのですが、これまで第1期と第2期で取り組んできた中で、本事業による森の力の再生状況が現時点でどの位置にあるのかというところを示していかないと、今後、さらに事業の継続が必要なのかどうなのかというところがいまひとつわからないと思います。今後の課題の(5)で明示されてますが、これは、あくまでも今後もこの事業をやっていくことを前提とした課題と受け取れるのですが。

ということであれば、これまで事業をやってきたけれども、現時点で考えた時に、このような状態だから、まだまだ今後も事業の継続の必要がある、可能性があるということは明記した方がいいのかなと思います。

その際に、この資料4が補足になるのかなということで、盛り込む盛り込まないは別として、これまでやってきた本事業の成果によって、静岡県森の力の再生状況が現時点どの位置にあるのかなというところは、今後のことを考えるときに明示する必要があると思いました。

(産業政策課栗原主任)

ありがとうございます。

第3回評価委員会に向け、御指摘の内容を踏まえて修文をまいります。

(小南委員長)

ありがとうございます。

よろしく申し上げます。

資料4について、300ヶ所を調べた情報ということですので、できるだけ活用いただきたいなと思いました。

お願いします。

他に御意見はいかがでしょうか。

(倉田委員)

212 ページの第 2 期計画の事業成果です。

令和 6 年の括弧計画と書いてあり、88%達成という計画になっているのですが、令和 6 年度が、もう数ヶ月で終了する予定です。実際の今の申請状況とこの目標が達成できる見込みなのかどうなのかを教えて下さい。

(森林計画課橘川技監)

令和 6 年度の計画ですが、残り 6 年度、7 年度で終了ということで、事業の方をしっかりと仕上げていくということで、大きい数字となっております。

この数字は、概ね達成できる見込みとなっております。

具体的には、現場の作業が始まっていること、始まることが確実である等、補助事業の進捗と併せて、進み具合を管理しておりますので、確かな数字になっていると思います。

(倉田委員)

具体的には、ほぼこれ 1,500ha でしょうか。

(森林計画課橘川技監)

1,500ha の目標ヘクタールに対して 1,400ha くらいの実績になる見込みです。

これは、計画数量が書いてありますので、公表される時点では、最新の値に直せると思います。

(小南委員長)

はい。ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

(豊田委員)

御報告ありがとうございました。

内容は素晴らしいと思うのですが、少し個人としての疑問ということで、226 ページ、227 ページのアンケートについてです。

まず、森の力再生事業の森林（もり）づくり県民税の認知というところで、こちらの対象が 3,500 人でよろしいでしょうか。

(産業政策課栗原主任)

はい。記載のとおりです。

(豊田委員)

認知度 8.1%ということで、あまり高くないなと思って拝見していると、次の県政インターネット上では、対象 600 人ということで、森の力に関する理解っていうのもずいぶん進んでるなっていう結果だと思います。

これは県民税の認知度は低い。でも、この 600 人というのは、ここに 15 歳以上の方と書いてあるのですが、どのような形で、どういう方々にアンケートに答えていただいたのか気になりました。

(森林計画課橘川技監)

県政インターネットモニターに関しましては、いろいろな県政の課題に対してアンケートに回答いただく方が申込みいただいて、その方々を対象に、森の力だけでなく、様々な課題を伺う仕組みになります。

その中で、何回か実施するアンケートのうち、1 回を森の力の関係で回答をいただく形でアンケート調査を実施しております。

(豊田委員)

ありがとうございます。

ということは、もともと県政全般に関心の高い、意識を持った方々が対象ということになるのでしょうか。

(森林計画課橘川技監)

そうです。

(豊田委員)

わかりました。

ありがとうございました。

(小南委員長)

よろしいですか。

(豊田委員)

はい。

(小南委員長)

それでは他にございますでしょうか。

(浅見委員)

230 ページの今後の課題のところ、ここにしっかりと書き込んでおくことが必要かなと思います。

今後、広葉樹をどのようにするか、獣害対策もあるのですが、そもそもの実施方法もやはり課題として挙げておいた方がいいかなと思います。

例えば、規模、空間スケールの話で、どのぐらいでやらないといけないのか。

あまり狭いと効果がないけれど、広くすると土地所有者さんも、もしかすると心配になるか可能性もあるので、土地所有者さんに対し、どういう目的で針葉樹と広葉樹の混交林を作っていこうと思ってるのか、あるいはそれがその後の定着やフォローにも繋げていくこととの理解を得なければならぬ点です。

それから、今日も御指摘ありましたが、母樹を切らないということです。

写真を見てみますと、元々のあったアラカシ等が映っているので、やはりそれを切らないことがシカ害を減らすことにも繋がるというような意味で。

実施方法について、やはり今後、もう少しこれまで結果をもとに、さらに良くしていくみたいな形で書き込んでいただきたいと思います。

それがまず1点です。

それと疑問で教えていただきたいことがあります。

219 ページの二酸化炭素の吸収のところになります。

本事業では、木を伐っている状況です。

この記載では、残ってる方が大きくなってく、吸収する観点で記載はありますが、伐っている部分が気になりまして。

以上、2点です。

(小南委員長)

はい。御説明お願いします。

では、今の二酸化炭素の方から。

(森林計画課橘川技監)

二酸化炭素の吸収量は、森林整備による間伐を行うことによって、その他残存木の成長が期待されて、吸収する量ということで、林野庁が示す間伐量に応じて吸収量何トンというようにカウントできる計算式を使って算出しております。

(浅見委員)

伐採も込みということでしょうか。

(森林計画課橘川技監)

はい。そのとおりです。

(浅見委員)

もう少しわかるような形で書いていただいた方が誤解がないと思います。

(森林計画課橘川技監)

ありがとうございます。

(小南委員長)

森林の二酸化炭素吸収に対する貢献というのは、実は、結構複雑で、よく考えないといけないものです。

伐って、これだけ成長したので、それだけ貢献しましたというのは、実はそんな簡単なものではありません。

なるべく正確に伝わるようにですね、ただいまの御意見は貴重な御意見になりますので、よく勉強して伝えていただきたいと思いますのですが、よろしいですか。

(浅見委員)

はい。

(檜本委員)

219 ページの換算係数ですが、体積を重さに変える係数ではありません。

違いますよね。

二酸化炭素を酸素に変えるものですよね。

(小南委員長)

ここについては、もう 1 度正確に見直すようお願いいたします。

はい。

それでは、最初の浅見委員の御意見の今後の課題について、これに対して回答ありましたらよろしくをお願いします。

今後の課題について、付け加えるべき点として、3 番目という形でしょうか。

今後の実施方法について、この場でいろいろ議論ありましたけれども、その適正な実施方法について、また事業者さんが何のためにやっているのかという、認識を高めるということ。認識を高めてもらわないと適正な実施方法で取り組むことができませんので、そういった課題を今後の課題の項目に付け加えてはどうかということでもよろしいでしょうか。

(浅見委員)

はい。

(小南委員長)

それについては、いかがでしょうか。

(産業政策課栗原主任)

はい。御指摘ありがとうございます。

実施方法の手段と認識いただくことの2項目につきましては、御意見を踏まえまして、改めて、本項目の方に記載するところで検討していきたいと思えます。

(小南委員長)

はい。よろしく願いいたします。

それではいかがでしょうか。

お願いします。

(木村委員)

はい。

先ほど、アンケートについて質問がありましたが、私もアンケート結果を見まして、226ページにインターネットのモニターアンケートを毎年行っていると記載があるのですが、毎年、同じ質問項目を一定のモニター方々に出して、それを集計している感じなのか、それとも毎年やっていて、質問項目が違っている状況での結果なのか。

要するに、すごくわかりにくいなと思ったのが、235ページのその他の資料に記載のある、森林(もり)づくり県民税について、導入前にアンケートを行っている結果が出ているのですが、事業を進めていくうちにどれだけ浸透しているのか、同じ質問で結果がどのように変わっていったのか、その結果が見えにくいです。

バラバラした形で記載があるので、毎年、どのようにアンケートが行われているのか知りたいです。

(森林計画課橘川技監)

ありがとうございます。

アンケートにつきましては、毎年同じものを今まで10年間実施しているものではございません。県政世論調査であれば、例えば、飛び飛びなど県で質問できる項目数やアンケートの回答者の御負担も考慮し、毎年同じもの実施しているわけではございませんが、傾向としては揃っておりますので、そういった形で記載するよう工夫したいと思えます。

(木村委員)

その他に記載のアンケート結果等、1ヶ所に記載する等、見た人がこれまでの経過がわかるような仕組みにしてほしいなと思います。

(小南委員長)

はい。

わかりやすい構成ということでよろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

どうぞ。

(檜本委員)

230 ページの今後の課題です。

Aでは、整備する方や権利者の方の経済的な問題で継続的な取組が難しいという話があり、本事業がサポートしてるという話となっています。

Eの獣害対策では、中段落に費用対効果の面から従来やられてるような対策は適当でないということが書かれています。これは本事業ではやりませんよという宣言のように、私には読めてしまうのですが、ただ、これまでの話ですと一部で対策に取り組まれているものもあったりします。

この事業では、もちろん効率よくやっていただくことが大事ですが、このような記載ですと通常的林業と同じような形で費用対効果を考えられると思います。

もちろん、獣害対策の費用対効果が悪すぎるということはわかるのですが、そもそもこの事業を前提としますと少し記載の方法が違うのではないかと思います。

ですので、今日の最初の方の評価の検証のところでも、いわゆる林業とそもそも目指してるところが異なるので、いろいろな先生もおっしゃっていますが、ただ伐りましたとなるとそれは間伐だと捉えられる場合もあると思います。

そこは異なりますということは、もちろん記載があるのですが、これを作られるときにも、通常的林業との違いを意識した上で、しっかりと区別して書かれることが大事なかなと思います。

確かに獣害対策で柵作るといってお金がかかると言われますが、この事業の立ち位置が違うのではないかと思います、少し何か違和感を感じました。

違う人等に見ていただいて、書き方を変えていただければと思います。

(小南委員長)

このあたりは、表現をもう1度再検討していただきたいと感じています。特に、この費用対効果は、違和感のある表現であることに間違いはないと思いますので、もう少しこのあたりの

文章表現を再検討してください。
よろしくお願いいたします。

(森林計画課橘川技監)
御意見ありがとうございます。

(小南委員長)
それでは、232 ページと 233 ページの評価と提言についてです。
まず 232 ページの事業の執行に対する評価ということで、御覧の文面になっておりますが、これについて御意見等ありますでしょうか。
よろしいでしょうか。
また遡って御意見いただいても結構です。

では、次に事業の効果に関する評価ということで、読み上げは省略させていただきますが、今一度、目を通していただいて、御意見ありましたらよろしくお願いいたします。
いかがでしょうか。
ア、イの両方含めまして事業の執行状況の評価をまとめましてよろしいでしょうか。
はい、どうぞお願いします。

(豊田委員)
この項目での話が適切か自信がないのですが、先ほど費用対効果の話が出ておりましたが、その費用対効果とは別の費用対効果の話になります。

だいぶ以前に災害防止の観点で、森林の整備でお金をかける場合と土木工事的な事業でお金をかける場合、もちろん土木工事的な事業も必要ですけれども、それをリンクさせていく場合と比較してどうですかということが議題になったことがあります。

たしか森の力再生事業の取組、それと必要な土木工事はもちろんあるのですが、リンクさせた方が費用対効果がだいぶ良かったような、そんな報告を当委員会から聞いたことがあります。
そういう意味においても、無駄ではないということ。県民税が活かされ、有効に使われているんだということをどこかで謳っていただけたらいいかなと思います。

(小南委員長)
ありがとうございます。
今の御意見ですが、災害防止についてですね。

それが土砂災害防止の事業で全て対応するのではなく、このような森林整備も含めてやった方が費用対効果として良いというような。

(豊田委員)

費用対効果としては、35,6 対いくつ。
そんな結果を回答いただいたことがあります。

(小南委員長)

それは、やはりこの森林整備の大きな意義にもなるかなと思うので、ぜひ書き込んでみてはいかがという意見ですけれども、今の時点で何かコメントありますか。

(森林計画課橘川技監)

お話いただいたのは、恐らく、森林の土砂流出防備機能を治山ダムに換算したときの便益を計算するような式をお示したことがあったかと思います。
森林の持つ公益的機能の貨幣換算、そのような結果を盛り込むことを検討していきたいです。

(小南委員長)

せっかくそういうものがあるのであれば、ぜひ、ここの評価に盛り込むか、あるいは、資料に入れていただくとか。いずれにせよ、何かの形でお示しいただけたらと思います。

(森林計画課橘川技監)

ありがとうございます。

(豊田委員)

よろしく願いいたします。

(小南委員長)

はい。それではよろしいでしょうか。
ア、イを含めて、(1)の事業に対する評価、よろしいですね。

それでは、233 ページの提言についてです。

ア、イ、ウがございしますが、これまでもこの会議の中で、御意見いただいたところでありますが、改めて御確認いただいて、何か御意見等ございしますでしょうか。

(檜本委員)

全体的な構成をしっかりと把握できてないのですが、232 ページの評価のところは、委員会としてこのように評価したということですね。

今、書いてくださった内容を見ると、概ね順調に回復・生育しており計画通りの効果が期待できると評価します。

これは、整備後と3年経過したときの結果を見て、そうだというふうにならされていて、それはいいでしょうと、我々は考えていると思うのですが、我々は、モニタリング調査の報告も受けていて、長期的に見たら230 ページにあるような問題点や課題を委員会の中で指摘してきていると思います。この点についても、事業に対する我々の評価の中に私は入れたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(小南委員長)

これは我々の評価なので、この場での作文は時間の関係で難しいのですが、他の委員さんも、今の意見を評価中に入れた方がいいのではないかとということであれば、今後、その文面を整えさせていただくということになりますが、委員の皆さんは、今の御意見に対していかがでしょうか。

(浅見委員)

私はすごく賛成です。

課題のところでは具体的に記載されている。

本項目で意見申し上げなかったのは、232 ページ、233 ページは抽象度が上がりすぎて、なかなか入れ込みにくいなと思ったからです。

森林（もり）づくりに取り組むと言われたら確かに取り組んで欲しいなと思い、意見を申し上げにくかったのですが。

やはりここで挙げた課題は、少し入れ込んでほしいなという思いもあります。

(小南委員長)

はい、他の委員の方はいかがですか。

皆さんも頷いておられるので、入れた方がいいということによろしいですね。

(一同)

同意

(小南委員長)

はい、わかりました。

それでは、この場で作文するというのは難しいので、後でまた確認しますが、入れ込む方向

で検討させていただくということで皆さんに御了解いただいたということで預からせていただきます。

他にございますでしょうか。

評価について、遡りでも結構です。

よろしいでしょうか。

どうしてもこういうところは、あまり具体のところを長々と書けないというところで、このような形でのとりまとめになっておりますが。

あと、わからないところは資料にできるだけわかりやすく、今日も御意見いただきましたが、資料の部分でわかりやすい説明に努めていただくということで、ここの部分の御意見は以上でよろしいでしょうか。

そうしましたら、本日の素案の審議につきましては、もう一度確認いたしますが、以上でよろしいでしょうか。

(一同)

同意

(小南委員長)

はい。

それでは、評価委員の皆様から様々な御意見いただきましたが、先ほど、申しましたように、皆さんとこの場で考えるというのは、時間の関係上できませんので、いただいた意見に対する対応につきましては、私委員長の方に一任していただいて事務局と改めて調整させていただきますと思いますがよろしいでしょうか。

(一同)

同意

(小南委員長)

はい。

ありがとうございます。

それでは、御一任いただきましたので。後日、事務局と調整しまして次回開催までに改めて委員の皆様へ御連絡いたします。

それでは、本日は議論、御意見を活発にいただきましてありがとうございました。

皆様の御意見を踏まえて、引き続き事業の適正な執行をよろしくお願いいたします。

これで本日の議事は終了いたしました。

議事の進行に御協力ありがとうございました。

これで議事の進行をお返しいたします。

(産業政策課櫻井課長)

はい。

ありがとうございました。

最後に4その他で事務局から説明をお願いします。

(森林計画課高田主任)

森林計画課から説明させていただきます。

前回の評価委員会におきまして、第2期整備時のモニタリング調査の報告に関しまして、皆様には、貴重な御意見を賜りました。ありがとうございました。

また先日は、浅見委員に別途お時間をいただきまして、専門的なお立場から改めて御意見、それから御助言をいただいたところでございます。

皆様から頂戴した御意見につきましては、当課及び県の研究機関で引き続き検討、精査を進めさせていただきまして、今後より良い森林(もり)づくりに繋がるようにですね、反映させていきたいと考えております。

こちらの対応状況につきましては、今後、皆様に何らかの形でお示ししたいと考えておりますが、現状は、対応検討を進めているということでの御理解、御了解いただければと考えております。

引き続きよろしくお願いいたします。

計画課からは以上でございます。

(産業政策課櫻井課長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは委員の皆様の長時間にわたり御審議ありがとうございました。

以上をもちまして第2回森の力再生事業評価委員会を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。